

はじめに

環境との調和に配慮した整備は、これまでも個々の農業農村整備事業地区において行われてきたところであるが、土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置づけられたことから、今後は、全ての事業地区において、事業の調査段階から環境との調和に配慮する必要がある。

一方、環境への配慮は、事業の概略が定まる前のできる限り早期から行うことが有効であることから、調査、計画の段階から環境配慮を行うことが必要である。環境との調和への配慮については、地域の状況に応じて検討されるべきものであるが、環境との調和への配慮の観点での一般的な調査、計画や設計の手順、内容について、先導的に国が一定の考え方を示すことも、環境との調和への取り組みを促進するための有効な手段と考えられる。

このため、本委員会では、平成13年5月以来、国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に適切に配慮がなされているものとなるよう、基本的な考え方や仕組み、留意事項等を示した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」の検討を行なった。検討の結果として、調査、計画、設計にわたる基本的な流れと考え方を「手引き」とし、また、「手引き」を活用しようとする者が、農村地域で一般的に見られる生物種の基礎的知識を得ることができるよう、生物種の一覧とそれらの生態を「農村地域の生き物たち」としてとりまとめた。さらに、これまで個別、任意に実施された環境との調和に配慮した農業農村整備事業の事例について、環境との調和に配慮した手法や対象とした生物分類ごとに区分するとともに、技術・工法の選定の考え方を加え「環境との調和に配慮した対策事例」としてとりまとめた。最後に、詳細な動植物調査の手法や「手引き」の詳細な内容については「参考資料」として別途とりまとめた。なお、「対策事例」は、各々の地域がその特性を踏まえ検討・採用したものであり、画一的に他の地区に適用されるものでないことに留意する必要がある。

「手引き」とりまとめに当たり、本委員会は、4回の検討会と現地調査を実施するとともに、平成13年11月には「手引き」(案)をインターネット上の農林水産省ホームページに掲載し、広く国民の意見を聴いたところである。